▲ 第７回十勝中央合併協議会（幕別町民会館）

合併の期日は、平成18年１月10日とする

第７回十勝中央合併協議会が、７月23日、幕別町民会館で開催されました。この日は、前回提案された「合併の期日」の協議が行われ、提案のとおり「合併の期日は、平成18年1月10日とする。」との調整方針が決定されました。

新町の名称を募集します!!

詳しくは、折り込みのチラシをご覧ください。

もくじ

決定した協議項目……２～５ページ
合併の期日　広報広聴事業
交通関係事業　児童福祉事業
高齢者福祉事業　障害者福祉事業　国際交流・広域交流
提案･説明された協議項目　６～19ページ
農業委員会委員の定数及び任期
保健・医療事業　農林水産関係事業　商工労働観光関係事業
学校教育関係事業　社会教育関係事業
小委員会報告………………19ページ
住民説明会スケジュール …20ページ
合併協定項目一覧…………20ページ

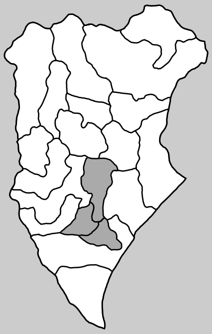

第８号 2004.8.1発行　PARK GOLF 幕別町　更別村　忠類村

十勝中央合併協議会だより

編集･発行 十勝中央合併協議会事務局　TEL 0155-55-3222　FAX 0155-54-5222
〒089-0603　北海道中川郡幕別町本町129番地の２
ホームページhttp://north.hokkai.net/tokachichuo-gappei/　Ｅメールtokachichuo-gappei@north.hokkai.net

第７回協議会での協議

「合併の期日」他６項目を決定
「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」他５項目を提案

第７回十勝中央合併協議会では、新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会及び新町建設計画小委員会の報告のあと、協議項目の「合併の期日」「広報・広聴事業の取扱い」「交通関係事業の取扱い」「児童福祉事業の取扱い」「高齢者福祉事業の取扱い」「障害者福祉事業の取扱い」「国際交流・広域交流事業の取扱い」が協議され、提案のとおり決定されました。

また、次回に協議する項目として「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」「保健・医療事業の取扱い」「農林水産関係事業の取扱い」「商工労働観光関係事業の取扱い」「学校教育関係事業の取扱い」「社会教育関係事業の取扱い」の６項目の提案と説明が行われました。

決定した協議項目

協議項目　２	合併の期日
合併の期日は、平成18年1月10日とする。	

協議項目　22－３	広報・広聴事業の取扱い
１　広報紙については、新町において毎月１回発行するものとし、名称、発行内容、配布方法については、合併時までに調整する。 ２　広聴については、実施内容について、合併時までに調整する。 ３　ホームページについては、新町において掲載内容を調整し、開設する。 ４　行政懇談会については、新町において調整する。 ５　町勢要覧については、新町において発行する。	

協議項目　22－５	交通関係事業の取扱い
１　広尾線バス輸送確保対策協議会については、合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新たに加入する。 ２　バス待合所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、管理方法については、関係機関と協議し、新町において調整する。 ３　生活バス路線運行対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 ４　町営バスについては、新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、合併時までに調整する。 ５　交通安全計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。 ６　交通指導員については、合併時に再編する。 ７　チャイルドシート貸出事業については、合併時に再編する。	

協議項目　22－10	児童福祉事業の取扱い

1　次世代育成支援行動計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
2　出産祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年３月31日をもって廃止する。
3　子育て支援用具貸付事業については、合併時に再編する。
4　特別保育事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時までに調整する。
5　放課後児童対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時までに調整する。
6　ことばの教室等児童通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、大樹町母子通園センターについては、関係機関と協議し、新町において調整する。
　肢体不自由児通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
7　認可保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、合併時までに調整する。
8　認可外保育所(へき地保育所)については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。

◇質疑応答の要旨◇

渡辺委員(更別村)～高齢者福祉、障害者福祉にも言えることだが、調整方針に基づいて、専門部会などで住民サービスや負担を検討していく際には、大きな町に合わせるだけでなく、2村には独自の良いサービスがあるので、これらを十分考慮して、当分の間緩和の措置を取るようなことを前提におきながら検討していただきたい。

会長～その旨、専門部会の話し合いの中で十分それらが反映できるよう、話をさせていただきたいと思う。

協議項目　22－11	高齢者福祉事業の取扱い

1　高齢者保健福祉計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
2　高齢者福祉事業の各制度については、次の区分により調整する。
　なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。
①　現行のとおり新町に引き継ぐもの
②　合併時に再編するもの
③　合併時までに調整するもの
④　新町において調整するもの
⑤　合併時に廃止するもの
3　在宅介護支援センター運営事業については、次の区分により調整する。
（1）　基幹型支援センターについては、合併時までに統合する。
（2）　地域型支援センターについては、基幹型支援センターの統合に伴い、合併時に再編する。

◇質疑応答の要旨◇

西田委員(更別村)～敬老祝金と長寿祝金はだいぶ開きがある。幕別の場合は80歳以上で、更別は70歳、忠類は75歳とばらばらだ。幕別町は財政が苦しいからこうなったのではないかと推測するが、新町ができても財政が苦しいということで幕別並になってしまえば、更別の場合70歳からのものが、10年間お預けになる。金額は年1万円だから大したことはないが、問題は精神的なもので、年配の方はショックを受けるのではないか。

　合併時に再編するということは、委員は関係なく、これに従って事務局が処理すると思

うが、忠類型をとれば幕別のお年寄りは喜ばれるが、幕別型をとると今までのものがもらえなくなり、新町になって損をしたという意見が出される。それを防ぐためにも、敬老祝金とか長寿祝金については、大体どの線でいくかを聞かせてもらえれば。8月に住民に説明する時に、こういうわけでこうなると説明するのが良いのではないか。できたら大体、幕別型か更別型か忠類型のどれをとるかを次回までに、はっきりした方が良いと考えるがどうか。

事務局～この調整方針が決定されると各専門部会等で具体的な検討に入っていく。公平性の確保、健全な財政の運営、受益と負担の３つの調整原則を絡めながら専門部会で検討していく。今言われたことは、当然、専門部会でも議論されて、中々難しい問題と思っている。

保健福祉副部会長～敬老祝金については、具体的な検討の作業はまだ入っていない。今後鋭意詰めていく作業が出てくるが、財政的、負担、公平性の関係などの広い見地から専門部会で検討していくことで、今しばらく猶予をいただきたいと思う。

西田委員（更別村）～８月の住民説明会に何ら具体性の無いものを述べられても住民に分かるわけがない。国保の問題やこの敬老事業の問題なども数字的なものをはっきりと示して、このようになる、なぜかも当然説明しなければならない。それを無しに、新町になったら急に敬老祝金などがもらえなくなった、だまされた、というような問題が起きても困る。

また、合併時に再編するとのことだが、その時点では、協議会委員は辞めていることになり、事務局の方でまとめることになると思う。事務局は、法定協で決定されたことに単に肉付けするに過ぎず、中途半端で終わらせただらしない法定協の委員ということになってしまう恐れがある。数字的なものは、住民にはっきり分かりやすく、できるだけ早く説明するのが大事ではないか。いたずらに協議中で終わってしまったら困る。

事務局～当初に決定された７つの区分で整理しており、法定協議会は、方向性の確認という意味での役割ではないかと考えている。住民にできるだけ早い時期に、より具体的なものを示したいということは前回も話しているが、中々調整に時間がかかることであり、８月の説明会には何本出ていくのかという感じでいる。

６月の法定協議会からの大まかな項目が、ある程度具体的な調整に入れる内容となっており、時間的にも中々詰まってこないのが現状だ。いずれにしてもできるだけ職員みんな頑張って調整をすることで進んでいきたいと思っている。

西田委員（更別村）～住民が一番興味があるのは、難しいことよりも身近な問題についてどうなるのかということだ。新町になったらどうなるかということに非常に興味を持っている。

何万円という数字が分からなくても、幕別、更別、忠類のどれになるのか。これからの財政を考えれば多分幕別型と推測するが、住民に説明して納得していただくためには、できるだけ早い機会が良い。抽象論で、具体的な数字がないなら、各行政の長も大変苦労すると思うし、住民も納得しないのではないか。アウトラインとしては、この線でいきたいとはっきりすれば説明の仕方があると思うが。

会長～法定協議会の中で一つ一つの数字を決めていくことは非常に困難があると思っている。合併したときに、国保税がいくらになるかということを、法定協議会の中で決めていくのは不可能に近いと思うし、今の敬老祝金、介護保険料、水道料、下水道料と、又、保育料は幾らになるかなど、法定協議会の中で一つ一つ決めていくことは難しいことではないか。

法定協議会の中では一定の方向性を示していくことでなければ中々進んでいかないのではないか。住民からすれば、自分たちの負担や給付がどうなるのかを一番知りたいのであり、それを早く示して欲しいと言われることはもっともだが、示す側からすればそう簡単にはいかないのではないか。

ただ、方向として今のままか、新町で再編か、廃止か、統合かといった基本的なことに視点があたって決めていくのが法定協議会の役割の大きなところではないか。細かい数字を住民に周知できればそれに越したことはないが、今の問題も３町村の専門部会、担当者が集まって協議して、幕別の80歳以上にということは、担当者の方で結論が出せるかどうか。お互いの意見がぶつかりあって方向性が出てくると思う。示せるもの、決めていけるものは当然報告し住民にお知らせをしていく、それに向かって協議を続けるということはもちろんで、ただ、全てを決めていくことは中々難しいと思う。

西田委員（更別村）～具体的に細かい金額を話さなくとも、財政からいって将来どういうふうになるという予測は、ある程度住民に説明を

するのが住民に対する親切だ。何もわからないで合併させるわけにはいかない。住民にはある程度納得して理解していただいて、その上で町村合併が実現するわけだから、抽象的なものばかり並べても中々納得してくれない。一つでも二つでも具体性ができたものを説明するのが住民への親切だと思う。

会長〜副会長の方で何かあれば。

安村副会長〜何かあるかと言うことなので、言わせていただく。難しい基本的な問題があるだろう。歳入の関係も非常に難しいわけで、その中で10年程度の各事務事業の見通しを、協議会の中でやるということは中々難しいだろうと思う。協議をすることは、合併の可能性を高めるために行うのであって、合併の方向に向かせないということではないと思う。そのためには、住民が一番関心のある項目について、より深く具体的に説明する努力をする考え方が大切ではないか。

更別村の方から、調整方針をもっと具体的にして欲しいという意見要望が前々回あたりから出ている。基本的に７項目の形の中で集約をするということだが、合併時に調整すると言っても、住民はどういうことを言われているかわからないわけで、言葉の中に主語が少し抜けているのではないか。こういう理由だから合併時までに調整とか、再編するということがないと、何回協議しても堂々めぐりだと思う。基本的にその辺が違うかと思っている。

西田委員（更別村）〜この会議に出席して一番感じることは、何か具体論が少なすぎる感じを受けている。くどいようだが、身近な問題については、具体的な数字の細かいところまでとは言わないが、大体こういう方向になるだろうということを住民に説明したい。そうしないと、住民説明に、何をやるのかと言われる可能性は多分にあるわけで、事務局も多忙と思うが、もう少し具体的なものを出していただきたい。

渡辺委員（更別村）〜４回目くらいの協議会に住民説明がどこまでできるかの話で、8月に概ねのことは住民説明ができるという事務局の話だったと思う。8月に住民説明をやるということだが、今のところ、45項目あるうちの大体何％くらいをもって住民説明に入れる状態になっているのか。

事務局〜部会、分科会等を経て最終的にＡランクとした事務事業が約470項目で、７月提案も含めるとそのうちの約70％が、調整方針が決定または提案されたという形になっている。

協定項目では今回での決定部分までで20項目、今回提案が6項目、更に小委員会付託が6項目あり、決定もしくは提案は、本日現在で45項目中32項目になり71％になる。細部については、こういった調整方針が決まってからの具体的な詰めということで、各部会、分科会等でも非常に大車輪で検討を進めている。

協議項目　22－12	障害者福祉事業の取扱い

1　障害者福祉計画については、新町において障害者福祉計画を包含する地域福祉計画を策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
2　町村障害者年金等制度、身体障害者デイサービス事業、交通費助成制度及び心身障害者ホームヘルプサービス事業については、合併時に再編する。
3　小規模通所授産施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
4　身体障害者等医療費助成事業については、事業のあり方について、合併時までに調整する。
5　支援費制度、更生医療給付事業、身体障害者（児）補装具交付事業及び身体障害者（児）日常生活用具給付事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

協議項目　22－21	国際交流・広域交流事業の取扱い

1　２町村が実施している友好提携については、提携に至った経緯などを勘案し、合併時までに調整する。
2　ふるさと会については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
3　町友（文化大使）については、事業のあり方について合併時までに調整する。
4　友好姉妹町村等との交流事業については、交流の継続について、相手先の事情を勘案し、新町において調整する。
5　その他の国内外交流事業については、合併時に再編する。

提案・説明された協議項目

次回の協議会で、協議されます。

協議項目　9	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
新町において１つの農業委員会に統合するよう調整する。なお、統合するまでの間は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第１項の規定を適用し、現行の町村の区域ごとに、３つの農業委員会を設置する。 １つの農業委員会とする時には、同法第10条の２第２項の規定を適用し、合併前の町村の区域ごとに選挙区を設置するものとする。なお、その定数については、新町において調整する。	

解説

◎農業委員会委員の定数及び任期に関する制度

⇒合併により一つの町になった場合、次のいずれかの形態とすることができます。

①**「合併後１つの農業委員会を設置する」**～合併関係市町村の農業委員会は全て廃止されて新しい市町村に１つの農業委員会となり、合併後50日以内に一般選挙を行います。選任委員については、別に選任する必要があります。

②**「合併後１つの農業委員会を設置し在任特例を適用する」**～合併関係市町村の農業委員会の選挙委員で、合併市町村の農業委員の被選挙権を有することとなるものは、10人以上80人以内で定められた数に限り、合併後１年以内で協議で定められた期間は、引き続き合併後の市町村の選挙委員として在任することができます。協議で定められた期間後は、一般選挙を行うことになります。選任委員については、別に選任する必要があります。

③**「合併後２以上の農業委員会を設置する」**～合併後の新市町村の区域面積が24,000haを超えるか、農地面積が7,000haを超える場合は、新市町村に２以上の農業委員会を設置することができます。この場合、合併の日から50日以内に、その農業委員会ごとに一般選挙を行います。選任委員については、委員会ごとに別に選任する必要があります。

④**「合併後２つ以上の農業委員会を設置し、在任特例を適用する」**～合併後２つ以上の農業委員会を設置する場合でも、②と同様に在任することができます。選任委員については、委員会ごとに別に選任する必要があります。

⑤**「合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置する」**～合併後の新市町村が、③で述べた要件を満たした場合で新市町村に置かれる２以上の農業委員会の区域が、従前の市町村の農業委員会の区域をその区域とする場合は、それらの農業委員会は、新市町村の農業委員会となってそのまま存続することができます。選挙委員、選任委員の身分もそのまま存続します。

◎選挙区の設置⇒農業委員会等に関する法律第10条の２第２項で、「市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて２以上の選挙区を設けることができる。」と規定されています。

◇質疑応答の要旨◇

本多委員（更別村）～「なお、統合するまでの間は」とあるが、これはどの程度の期間を言うのか。

事務局～3年任期であるが、その間が3年目なのか、6年目なのかについては具体的なところにはまだ至っていないと聞いている。ただ、できるだけ早期にという思いはあると聞いている。

本多委員（更別村）～今回の合併は行革であり、期間というのは決めておかないと、行革に反すると思うがその辺はどうか。

農業委員会部会長～この調整方針を出すに至っては、各農業委員会の会長、職務代理者を交えて数回の協議をしてきたが、現段階で期限等について定めるのは適当ではないという部会での結論に至った。

齊藤委員（忠類村）～資料にかっこ特例と書いてあるが、これは農業委員会法で特例となっているのか。それでなければ合併の特例と勘違いする面がある。農業委員会法にのっとってとするならば、かっこ特例というのは削除しないと、誤解を招く。

事務局～農業委員会等に関する法律の34条に、特例という言葉が出ている。確かに合併特例法の特例と勘違いされる向きがあるが、それとは別な農業委員会法における特例と理解いただければと思う。第34条の境界の変更の場合の特例だ。

協議項目　22－7	保健・医療事業の取扱い

1　健康増進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
2　保健事業の各制度については、次の区分により調整する。なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。
　①　現行のとおり新町に引き継ぐもの
　②　合併時に統合するもの
　③　合併時に再編するもの
　④　新町において再編するもの
3　診療所及び歯科診療所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
4　老人医療費助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
5　重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業については、幕別町及び更別村の例により合併時に統合する。
6　乳幼児医療費助成事業については、幕別町の例により合併時に統合する。

◎健康増進計画⇒健康日本２１の地方計画として、幕別町で「まくべつ健康２１」、更別村で「どんどん元気さらべつ」が策定されています。〈新町において策定します。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用します。〉

◎保健事業の各制度⇒協議の対象とした各制度は次のとおりです。

事業名			事業の実施 幕別町	事業の実施 更別村	事業の実施 忠類村	説明	調整内容
健康教育	個別健康教育		実施	実施	実施	教育の内容に違い（幕別町３項目、更別村２項目、忠類村１項目）	幕別町の例により合併時に統合する。
	集団健康教育	病態別健康教育	実施	実施	実施	実施事業や対象者、実施回数等に違い	合併時に再編する。
		お達者クラブ	実施				
		運動教室		実施	実施		
		老人福祉センター健康教育	実施				
		ころばん塾	実施				
		男の料理教室	実施		実施		
		骨粗鬆症予防教室			実施		
		レディースクッキング教室			実施		
	母子健康教育	離乳食教室	実施	実施	実施	実施事業や対象者、実施回数等に違い	合併する年度の翌年度に再編する。
		子ども食の探検教室	実施				
		子どもおやつ作り教室	実施				
		親子クッキング教室	実施				
		よちよちサロン	実施				
		クッククラブ		実施			
		クッキングクラブ		実施			
		母と子の育児学級		実施			
		２歳児育児学級		実施			
		子育て広場		実施			
		子育て講演会		実施			
		幼児栄養教室			実施		
		子ども料理教室			実施		

<table>
<tr><td rowspan="10">健康診査</td><td colspan="2">基本健康診査</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td rowspan="3">対象者、委託先、個人負担等に違い</td><td rowspan="2">合併時に再編する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">人間ドック</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">脳ドック</td><td>実施</td><td>実施</td><td></td><td rowspan="2">新町の事業として、合併時に再編する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">成人歯科健康診査</td><td>実施</td><td></td><td></td><td>幕別町のみ実施</td></tr>
<tr><td rowspan="6">母子健康診査</td><td>妊婦健康診査</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>同一内容</td><td rowspan="6">合併する年度の翌年度に再編する。ただし、妊婦健康診査については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</td></tr>
<tr><td>乳児健康診査</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td rowspan="3">対象者、実施回数、個人負担に違い</td></tr>
<tr><td>1歳6ヵ月児健康診査</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td>3歳児健康診査</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">歯科健康診査とフッ素塗布</td><td rowspan="2">実施</td><td rowspan="2">実施</td><td rowspan="2">実施</td><td rowspan="2">内容、対象者、実施回数、個人負担に違い</td></tr>
<tr></tr>
<tr><td colspan="3">機能訓練事業</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>対象者、実施回数、利用料に違い</td><td>合併する年度の翌年度に再編する。</td></tr>
<tr><td rowspan="9">検診業務</td><td colspan="2">肺がん検診</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td rowspan="5">対象者、委託先、個人負担に違い</td><td rowspan="9">合併時に再編する</td></tr>
<tr><td colspan="2">胃がん検診</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">大腸がん検診</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">骨粗鬆症検診</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">肝炎ウィルス検診</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">子宮がん検診</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td rowspan="3">委託先、個人負担に違い</td></tr>
<tr><td colspan="2">乳がん検診</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">エキノコックス症検診</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">結核検診</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>対象者、委託先に違い</td></tr>
<tr><td rowspan="7">予防接種</td><td colspan="2">三種混合</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td rowspan="4">実施方法に違い</td><td rowspan="4">現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、実施方法については、新町において調整する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">風しん</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">学童二種混合</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">高齢者インフルエンザ</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">麻しん</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td rowspan="3">同一内容</td><td rowspan="3">現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">ポリオ</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">BCG</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr>
<tr><td colspan="3">心のデイケア</td><td></td><td>実施</td><td></td><td>更別村のみ実施</td><td>新町の事業として、合併時に再編する。</td></tr>
</table>

◎診療所⇒幕別町にへき地診療所が、更別村に更別村国保診療所が、忠類村に忠類診療所が設置されています。〈現行のとおり新町に引き継ぎます。〉

	幕別町	更別村	忠類村
診療施設名	新和診療所・日新診療所・駒畠診療所・古舞診療所・糠内診療所	更別村国民健康保険診療所	忠類診療所
診療科目	内科・小児科	内科・小児科	内科・小児科・消化器科
入院施設	なし	19床	なし
運営体制	公設公営	公設公営	公設民営

◎歯科診療所⇒更別村と忠類村に設置されています。〈現行のとおり新町に引き継ぎます。〉

	更別村	忠類村
診療施設名	更別村歯科診療所	忠類歯科診療所
運営体制	公設民営	公設民営

◎老人医療費助成事業⇒３町村ともに同一の内容で実施しています。〈現行のとおり新町に引き継ぎます。〉

対　象　者	昭和14年７月31日以前に出生し70歳未満である者で、老人単身世帯、老人夫婦世帯等に属し、本人及び子どもが所得要件等を満たすもの。
助成対象医療費	対象者の疾病等に係る医療保険による医療に要する費用の額から医療保険による給付の額等を控除した額
自己負担額	医療に要する費用の額の１割相当額（一定以上所得者は２割相当額）、入院時の食事の標準負担額等
制度の廃止	平成20年３月31日をもって制度を廃止する。（北海道の制度廃止による）

◎重度心身障害者医療費助成事業⇒３町村ともに実施しています。自己負担額に違いがあります。〈幕別町及び更別村の例により合併時に統合します。〉

<table>
<tr><th></th><th>幕　別　町</th><th>更　別　村</th><th>忠　類　村</th></tr>
<tr><td>対　象　者</td><td colspan="3">次の①又は②に該当する者で、本人及び本人の生計維持者が所得要件を満たすもの。
①身体障害者手帳１級、２級、３級（内部障害に限る）の者　②療育手帳Ａ判定などの重度の知的障害者　　ただし、老人医療受給対象者等（自己負担割合が１割の者に限る）で市町村民税課税世帯に属する者は助成対象外</td></tr>
<tr><td>助成対象医療費</td><td colspan="3">対象者の疾病等に係る医療保険による医療に要する費用の額から、医療保険による給付の額等を控除した額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自己負担額</td><td colspan="2">①対象者が３歳未満及び市町村民税非課税世帯に属する場合～初診時一部負担金、入院時の食事の標準負担額等</td><td>①対象者が３歳未満及び市町村民税非課税世帯に属する場合～入院時の食事の標準負担額等</td></tr>
<tr><td colspan="3">②対象者（３歳未満を除く）が市町村民税課税世帯に属する場合～医療に要する費用の額の１割相当額（月額上限あり）、入院時の食事の標準負担額等</td></tr>
</table>

◎ひとり親家庭等医療費助成事業⇒３町村ともに実施しています。自己負担額に違いがあります。〈幕別町及び更別村の例により合併時に統合します。〉

<table>
<tr><th></th><th>幕　別　町</th><th>更　別　村</th><th>忠　類　村</th></tr>
<tr><td>対　象　者</td><td colspan="3">ひとり親家庭等の母又は父及び児童（20歳に達した日の属する月の末日までに限る）で、母又は父及び母（父）の生計維持者が所得要件を満たすもの。</td></tr>
<tr><td>助成対象医療費</td><td colspan="3">対象者の疾病等に係る医療保険による医療に要する費用の額から医療保険による給付の額等を控除した額。ただし、母又は父は、入院及び訪問看護に限る。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自己負担額</td><td colspan="2">①対象者が３歳未満及び市町村民税非課税世帯に属する場合～初診時一部負担金、入院時の食事の標準負担額等</td><td>①対象者が３歳未満及び市町村民税非課税世帯に属する場合～入院時の食事の標準負担額等</td></tr>
<tr><td colspan="3">②対象者（３歳未満を除く）が市町村民税課税世帯に属する場合～医療に要する費用の額の１割相当額（月額上限あり）、入院時の食事の標準負担額等</td></tr>
</table>

◎乳幼児医療費助成事業⇒３町村ともに実施しています。 対象者及び自己負担額に違いがあります。〈幕別町の例により合併時に統合します。〉

<table>
<tr><th></th><th>幕　別　町</th><th>更　別　村</th><th>忠　類　村</th></tr>
<tr><td>対　象　者</td><td>６歳に達する日以後の最初の３月31日までの乳幼児。ただし、平成13年４月１日以降に出生した者は、生計維持者が所得要件を満たすものに限る。</td><td>６歳に達する日以後の最初の３月31日までの乳幼児
（所得要件なし）</td><td>６歳に達する日以後の最初の３月31日までの乳幼児。ただし、平成13年４月１日以降に出生した者は、生計維持者が所得要件を満たすものに限る。</td></tr>
<tr><td>助成対象医療費</td><td colspan="3">対象者の疾病等に係る医療保険による医療に要する費用の額から医療保険による給付の額等を控除した額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自己負担額</td><td colspan="3">①対象者が３歳未満及び市町村民税非課税世帯に属する場合～入院時の食事の標準負担額等</td></tr>
<tr><td>②対象者（３歳未満を除く）が市町村民税課税世帯に属する場合～医療に要する費用の額の１割相当額（月額上限あり）、入院時の食事の標準負担額等</td><td colspan="2">②対象者（３歳未満を除く）が市町村民税課税世帯に属する場合～入院時の食事の標準負担額等</td></tr>
</table>

協議項目　22－14　農林水産関係事業の取扱い

1　農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想及び地域農業マスタープランについては、新町において策定する。ただし、新計画等が策定されるまでの間は、現計画等を新町に引き継ぎ運用する。
2　農畜産物加工実習施設及び農作物試験展示圃場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、農作物試験展示圃場の施設のあり方については、新町において調整する。
3　標準小作料については、新町において再編する。
4　農業後継者育成奨学金貸付事業については、合併時に廃止する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。
5　農業ゆとりみらい総合資金貸付事業については、合併時に再編する。
6　結婚祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年３月31日をもって廃止する。
7　酪農・肉用牛近代化計画及び飼料増産推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
8　町村有牧場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、施設のあり方については、統廃合を含め、新町において調整する。
9　農業農村整備事業管理計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
10　森林整備計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
11　町村有林整備事業については、新町において再編する。
12　育苗センターについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

解　説

◎農畜産物加工実習施設⇒幕別町に幕別ふるさと味覚工房が、更別村にふるさと館食品加工研修室が設置されています。〈現行のとおり新町に引き継ぎます。〉

◎農作物試験展示圃場⇒幕別町と更別村に設置されています。〈現行のとおり新町に引き継ぎます。ただし、施設のあり方については、新町において調整します。〉

◎標準小作料⇒耕作者の経営安定を図ることを目的に、３町村それぞれに定められています。〈新町において再編します。〉

	幕別町		更別村	忠類村
田	上 13,000円　中 9,000円　下 5,000円			
畑	低台地区　上 11,000円 中 9,000円 下 6,000円	高台地区　上 9,000円 中 6,000円 下 4,000円	更別地区 7,100円 勢雄地区 6,600円 上更別地区 6,100円 更南地区 5,600円	村内一円　上 6,100円 中 4,700円 下 3,900円

◎農業後継者育成奨学金貸付事業⇒忠類村で実施しています。農業後継者を確保・育成するため、専門学校又は大学等に進学する者に対し、修学に必要な資金として月額２万円を貸付けし、無利子で、８年以内に半年賦で償還するものです。〈合併時に廃止します。ただし、合併前に決定した貸付けについては、新町に引き継ぎます。〉

◎農業ゆとりみらい総合資金貸付事業⇒幕別町で実施しています。農業団体等に対し、農業経営に必要な事業に係る資金を、最大５千万円まで貸付けし、無利子から1.47％までの利率で、15年以内に償還するものです。〈新町の事業として合併時に再編します。〉

◎結婚祝金⇒更別村で実施しています。農業後継者の結婚に際し５万円の結婚祝金を贈っています。〈現行のとおり新町に引き継ぐものとします。ただし、平成18年３月31日をもって廃止します。〉

　結婚を祝う事業としては、幕別町農業振興公社がグリーンパートナー対策事業として新婚者の集いと記念品を贈っています。忠類村では定住化促進事業として村民同士の結婚に

1万円、いずれかが新規に村民となる場合の結婚に２万円を贈っていますが、平成18年３月31日で廃止されることになっています。

◎町村有牧場⇒３町村ともに設置しています。〈現行のとおり新町に引き継ぎます。ただし、施設のあり方については、統廃合を含め、新町において調整します。〉

	幕　別　町	更　別　村	忠　類　村
施　設　名	幕別町育成牧場	更別村営牧場	忠類村営放牧利用施設
地　区　数	１地区	１地区	５地区
運営主体	町直営	村直営	村直営
牧場面積	397.6ha	317.4ha	812.0ha
草地面積	237.4ha	237.2ha	515.0ha
入牧可能頭数	650頭	750頭	1,000頭
入牧畜種	乳用牛、肉用牛、農用雌馬及びその仔馬	乳用牛、雌馬	乳用牛

◎町村有林整備事業⇒３町村ともに実施しています。〈新町において再編します。〉

	幕　別　町	更　別　村	忠　類　村
面　　積	1,236.36ha （うち豊頃町内分41.16ha）	1,227.60ha	1,132.16ha （うち大樹町内分6.80ha）
直営林・分収林の内訳	直営林　1,193.48ha 分収林　42.88ha	直営林　1,227.60ha	直営林　1,072.44ha 分収林　59.72ha
施業方法	森林整備計画に基づき施業		

◎育苗センター⇒忠類村に設置されています。忠類村森林組合に管理を委託して、アカエゾマツ、トドマツの造林用苗木を年間350,000本生産しています。〈現行のとおり新町に引き継ぎます。〉

◎農林業関係各種計画、構想など⇒３町村では、次のような計画や構想、プランが策定されています。〈新町において策定します。ただし、新計画（構想、プラン）が策定されるまでの間は、現計画（構想、プラン）を新町に引継ぎ運用します。〉

計画等名称	区　　分	幕　別　町	更　別　村	忠　類　村
農業振興地域整備計画	地域指定	昭和45年10月	昭和46年９月	昭和48年3月
	策定年度	昭和46年度	昭和46年度	昭和48年度
	農業振興地域面積	32,719ha	17,073ha	9,385ha
	うち農用地面積	18,846ha	12,606ha	4,388ha
農業経営基盤強化の促進に関する基本構想	策定年度	平成６年度		
	構想内容	①農業経営基盤の強化の目標　②効率的かつ安定的な農業経営の指標　③農用地の利用の集積の目標　④農業経営基盤強化促進事業　⑤農地保有合理化事業		
地域農業マスタープラン	策定年度	平成12年度		
	プラン内容	①経営・生産の総合的な振興　②効率的かつ安定的な農業経営の基本指標及び育成・確保方針　③多様な担い手の育成・確保方針　④女性農業者の育成・参画推進方針　⑤高齢者対策推進方針　⑥新規就農対策推進方針　⑦担い手への農用地の利用集積方針　⑧主要作物の生産振興方針　⑨経営・生産体制として必要な各種事業の導入方針　⑩活動計画		
酪農・肉用牛近代化計画	策定年度	平成12年度		
	計画期間	平成13年度～平成22年度		
	計画内容	①生乳の生産数量、乳牛、肉用牛の飼養頭数目標　②酪農経営、肉用牛経営の改善目標　③乳牛、肉用牛の飼養規模拡大の措置　④飼料自給率の向上の措置　⑤生乳生産者の集乳施設整備、集乳の合理化の措置又は肉用牛の共同出荷、流通の合理化の措置　⑥酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項		

飼料増産推進計画	策定年度	平成12年度
	計画期間	平成13年度～平成22年度
	計画内容	①飼料自給率向上方策　②飼料増産目標設定　③飼料増産の推進方策
農業農村整備事業管理計画	策定年度	平成３年度(毎年度ローリング)
	計画概要	農業農村整備事業が構造政策、農村活性化施策など農業・農村における各種施策を具体化し誘導する中核的事業として、その役割を担うための整備実行計画
	対象事業	国営、道営、団体営等の各種土地改良事業
森林整備計画	策定年度	平成15年度
	計画期間	平成16年度～平成25年度
	森林面積	町有林 1,195.20ha 私有林 7,048.80ha 道有林 331.00ha 計 8,575.00ha 村有林 1,227.60ha 私有林 1,072.08ha 計 2,299.68ha 村有林 1,125.36ha 私有林 2,083.32ha 道有林 3,561.00ha 計 6,769.68ha
	計画内容	①森林整備の方向　②森林施業の方法　③森林施業の合理化　④その他森林の整備及び保全のために必要な事項

協議項目　22－15　商工労働観光関係事業の取扱い

1　中小企業融資事業については、合併時に再編する。ただし、合併前に決定した融資については、新町に引き継ぐものとする。
2　中小企業利子等補給事業については、中小企業融資事業として、合併時に再編する。
3　小規模企業振興資金貸付事業については、合併時に廃止する。
4　勤労者福祉資金貸付事業については、合併時に再編する。
5　商工業後継者結婚祝金事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年３月31日をもって廃止する。
6　中小企業退職金共済制度奨励事業及び勤労者生活資金貸付基金については、合併時に廃止する。
7　消費者相談事業については、合併時に再編する。
8　消費生活モニターについては、合併時に廃止する。
9　観光イベント事業については、新町において調整する。
10　観光施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

解説

◎中小企業融資事業⇒３町村ともに実施しています。貸付対象者や資金の種類、貸付条件、補助制度に違いがあります。〈合併時に再編します。ただし、合併前に決定した融資については、新町に引き継ぎます。〉

	幕別町	更別村	忠類村
名称	中小企業融資事業	中小企業近代化資金特別融資事業	中小企業特別融資事業
貸付対象者	町内に同一事業を引き続き１年以上営む者	村内に独立した事業所を有し、同一事業を引き続き１年以上営む者	村内に独立した事業所(店舗)を有し、同一事業を引き続き１年以上営む者
資金の種類 貸付条件	①運転資金～500万円以内　５年以内 ②設備資金～2,000万円以内　10年以内 ③近代化資金～3,000万円以内　10年以内	①運転資金～500万円以内　５年以内 ②設備資金～1,000万円以内　10年以内	①運転資金～500万円以内　５年以内 ②設備資金～500万円以内　５年以内
補助制度	運転資金、設備資金、近代化資金の保証料及び利子に対する助成	運転資金、設備資金の保証料及び利子に対する助成	中小企業者事業資金利子補給費補助金により、運転資金、設備資金の利子に対する助成

◎中小企業利子等補給事業⇒更別村及び忠類村で実施しています。幕別町では、前頁の中小企業融資事業に対する補助制度として実施しています。〈中小企業融資事業として、合併時に再編します。〉

	更別村	忠類村
名称	中小企業者事業資金利子等補給事業	中小企業者事業資金利子補給費補助事業
対象者	村内に独立した事業所を有し、同一事業を引き続き１年以上営む者	常時使用する従業員の数が、30人以下の商業、サービス業、工業及び運送業を行う法人及び個人
対象事業資金	国民生活金融公庫資金、道中小企業振興資金融資金、商工貯蓄共済融資金	国民生活金融公庫資金、環境衛生金融公庫資金、村の特別融資金、貯蓄共済融資金、道の制度融資金
利子補給等の対象金額等	①運転資金　500万円以内　５年以内 ②設備資金　1,000万円以内　10年以内	
利子補給の額	①貸出金利が7.0%以上のもの 5.8%を超える率に相当する額 ②貸出金利が7.0%未満のもの 貸出金利に20%を乗じて得た率に相当する額	借入金　3,000万円以内 利子補給額　借入利率1.5%を超える額。 ただし、補給率は2.0%以内
保証料の補給の額	当該年度内に支払った額	

◎小規模企業振興資金貸付事業⇒幕別町で実施しています。町内に１年以上住所を有し、従業員５人以下の小規模企業者に対し、運転資金として50万円以内を３カ月以内貸付ける制度です。〈合併時に廃止します。〉

◎勤労者対策事業⇒協議の対象とした事業は次のとおりです。

- **勤労者福祉資金貸付事業**～幕別町で実施しています。町内に１年以上住所を有する勤労者で、町税等公共料金を滞納していない住民に対し、一般資金又は教育資金として100万円以内を５年以内貸付ける制度です。〈新町の事業として、合併時に再編します。〉
- **商工業後継者結婚祝金事業**～更別村で実施しており、商工業の後継者等の結婚に際し５万円の結婚祝金を贈っています。〈現行のとおり新町に引き継ぐものとします。ただし、平成18年３月31日をもって廃止します。〉
  結婚を祝う事業としては、忠類村が定住化促進事業として、農業後継者の結婚祝金の項目での解説と同様に実施しています。
- **中小企業退職金共済制度奨励事業**～忠類村で実施しています。中小企業退職金共済制度に加入した企業に対し、支払った掛け金の６分の１以内、月額１万円以内で補助しています。〈合併時に廃止します。〉
- **勤労者生活資金貸付基金**～幕別町で実施しています。町内に１年以上住所を有する勤労者で、貸付け条件を満たせる者に対し、１万円以上10万円以内を１年間貸付ける制度です。〈合併時に廃止します。〉

◎消費者相談事業⇒幕別町で、専任の消費生活相談員を配置し、月曜日から金曜日の13時から16時まで相談業務を実施しています。〈新町の事業として、合併時に再編します。〉

◎消費生活モニター⇒更別村で、２名のモニターを委嘱しています。〈合併時に廃止します。〉

◎観光イベント事業⇒３町村では、次のイベントが行われています。〈新町において調整します。〉

	イベント名	実施主体	開催日
幕別町	まくべつ夏フェスタ	実行委員会（観光物産協会中心）	７月第３又は第４日曜日
	まくべつ産業まつり		10月第１日曜日
	まくべつ冬まつり		２月第２日曜日
更別村	さらべつふるさとまつり	実行委員会（村、農協、商工会）	８月最終日曜日
忠類村	忠類どんとこい村祭り	実行委員会（観光協会中心）	10月第３日曜日
	ふるさと盆踊り大会		８月14日
	ナウマン全道そり大会	実行委員会（商工会青年部中心）	２月第３日曜日

◎**観光施設**⇒３町村では、次の観光施設があります。〈現行のとおり新町に引き継ぎます。〉

	スキー場	観光宿泊施設	物産センター
幕別町	明野ヶ丘スキー場		
更別村		さらべつカントリーパーク	更別村情報拠点施設(観光と物産の館ピポパ)
忠類村	白銀台スキー場	ナウマン温泉アルコ２３６	物産センター

◇質疑応答の要旨◇

纐纈委員(幕別町)～中小企業の融資に関してだが、指定金融機関が３町村で異なっている。合併時に再編するとなっているが、この指定金融機関の関係についてどう対処するか。

事務局～この資金については、金融機関に一定額を預託して2倍あるいは3倍という申し合わせの中で貸付け事業が行われている。幕別町は指定金融機関の両銀行が、更別、忠類では信金が預託の契約相手になっている。今後、調整をしていかなければならないと理解している。

協議項目　22－19　学校教育関係事業の取扱い

1　小学校及び中学校の通学区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
2　特認校については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
3　スクールバス運行事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、住民利用については、新町において調整する。
4　高度へき地に係る助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
5　要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、幕別町及び忠類村の例により、合併する年度の翌年度に統合する。
6　特殊教育に係る就学奨励事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
7　公立幼稚園については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。
8　私立幼稚園就園奨励費補助事業については、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。
9　私立幼稚園入園料及び保育料補助事業については、合併時に再編する。
10　学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、給食費、会計方式及び給食形態については、新町において調整する。

解　説

◎**小中学校の通学区域**⇒３町村の小中学校の通学区域は次のとおりです。〈現行のとおり新町に引き継ぎます。〉

※(　)は、うち特殊学級の学級数及び児童生徒数

学校名	学級数	児童数	通学区域（行政区）
幕別小学校	15(3)	285(3)	本町１・２・３、幸町、旭町１・２・４、錦町１・２、寿町１・２・３、宝町、新町、南町１・２、緑町１・２・３・４、相川・東・西・南・北、大豊、豊岡１・２、明野南・北、新川、軍岡、猿別、西猿別、新和
糠内小学校	3	18	糠内市街、五位、西糠内、中糠内、糠内第１、美川、南勢、中里
古舞小学校	3	11	古舞
駒畠小学校	3	19	駒畠
明倫小学校	3	16	明倫
途別小学校	3	20	途別、上稲志別、日新２
白人小学校	17(3)	476(5)	中央町１・２（鉄道以北）、中央町３、青葉町１・２、札内区、暁町東・西・北、千住１・２・東、稲志別、中稲志別、新生、豊町、春日町、東春日町
札内南小学校	14(2)	409(6)	あかしや・南１・南２・中央、泉町、泉東、文京町、若草町１・２・３、桂町１・２、依田、西和、昭和、日新１、中央町２（鉄道以南）、みずほ町
札内北小学校	15(3)	373(5)	西町１・２、北栄町、共栄町１・２・３、新北町東・西、北町第１・第２・第３、桜町南・北・中央
幕別町計	76(11)	1,627(19)	

更別小学校	8(2)	196(2)	新栄町、花園町、若葉町、錦町、柏町、曙町、本町、中央町、緑町、更別区、更南区、昭和区、北更別区、更別東区、勢雄区、平和区、旭区、南更別区
上更別小学校	5(1)	33(1)	上更別区、上更別南区、協和区、更生区、香川区、東栄区
更別村計	13(3)	229(3)	
忠類小学校	6	80	村内全域

学校名	学級数	生徒数	通学区域（行政区）
幕別中学校	10(4)	188(4)	本町１・２・３、幸町、旭町１・２・４、錦町１・２、寿町１・２・３、宝町、新町、南町１・２、緑町１・２・３・４、相川・東・西・南・北、大豊、豊岡１・２、明野南・北、新川、軍岡、猿別、西猿別、新和
糠内中学校	3	39	糠内市街、五位、西糠内、中糠内、糠内第１、美川、南勢、明倫、中里、駒畠
札内中学校	10(2)	272(5)	あかしや・南１・南２・中央、泉町、泉東、文京町、若草町１・２・３、桂町１・２、依田、西和、昭和、古舞、途別、上稲志別、日新１・２、中央町２（鉄道以南）、みずほ町
札内東中学校	12(2)	328(2)	中央町１・２（鉄道以北）、中央町３、青葉町１・２、札内区、暁町東・西・北、千住１・２・東、稲志別、中稲志別、新生、西町１・２、北栄町、共栄町１・２・３、新北町東・西、北町第１・第２・第３、桜町南・北・中央、豊町、春日町、東春日町
幕別町計	35(8)	827(11)	
更別中央中学校	6(2)	119(2)	村内全域
忠類中学校	3	53	村内全域

◎要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業⇒３町村ともに実施しています。幕別町と忠類村は同じ内容ですが、更別村は支給対象や支給費目及び金額に違いがあります。〈幕別町及び忠類村の例により、合併する年度の翌年度に統合します。〉

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>幕別町</th><th>更別村</th><th>忠類村</th></tr>
<tr><td colspan="2">目的</td><td colspan="3">経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童及び生徒の保護者に対して、必要な援助を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">支給対象</td><td colspan="3">生活保護法による保護基準額を基礎とし、原則として、申請世帯全員の前年合計収入額が、保護基準額の下記の倍率の者</td></tr>
<tr><td>1.3倍未満</td><td>1.5倍未満</td><td>1.3倍未満</td></tr>
<tr><td rowspan="8">支給費目・金額（年額）</td><td>学用品費</td><td colspan="3">小学校（１年生を除く）　14,780円　　小学校（１年生のみ）　12,610円
中学校（１年生を除く）　26,050円　　中学校（１年生のみ）　23,880円</td></tr>
<tr><td>修学旅行費</td><td colspan="3">必要経費を援助</td></tr>
<tr><td>体育実技用具費</td><td>小学校（スケート）11,270円
中学校（スケート）11,270円</td><td>実費（現物支給）</td><td>小学校（スケート）11,270円
中学校（スケート）11,270円</td></tr>
<tr><td>新入学児童生徒学用品費</td><td colspan="3">小学校　19,900円　　中学校　22,900円</td></tr>
<tr><td>学校給食費</td><td colspan="3">必要経費を援助</td></tr>
<tr><td>医療費</td><td colspan="3">必要経費を援助</td></tr>
<tr><td>校外活動費</td><td></td><td>小学校（宿泊）　3,470円
中学校（宿泊）　5,840円</td><td></td></tr>
<tr><td>通学費</td><td></td><td>小学校　38,200円
中学校　77,200円</td><td></td></tr>
</table>

◎特認校⇒幕別町で、途別小学校において通学区域以外からの児童の受入を行っています。〈現行のとおり新町に引き継ぎます。〉

◎スクールバス運行事業⇒幕別町では11路線、更別村では３路線、忠類村では２路線を運行しており、ともに住民利用も認めていますが、その内容に違いがあります。更別村では、幼稚園バスとしても運行しています。〈現行のとおり新町に引き継ぎます。ただし、住民利用については、新町において調整します。〉

◎高度へき地に係る助成事業⇒幕別町で、国の要綱に基づき３級のへき地学校に通学する児童・生徒に対し修学旅行費と学校給食費を補助しています。〈現行のとおり新町に引き継ぎます。〉

◎特殊教育に係る就学援助事業⇒特殊学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するとともに特殊教育の普及奨励を目的として３町村ともに同一内容で実施しています。要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業の援助対象者以外の者を対象としています。〈現行のとおり新町に引き継ぎます。〉

◎公立幼稚園⇒幕別町に１園、更別村に２園設置されています。事業内容に違いがあります。〈現行のとおり新町に引き継ぎます。ただし、事業内容については、新町において調整します。〉

	幕　別　町	更　別　村
幼稚園名	わかば幼稚園（定員130名、現員67名、３学級）	更別幼稚園（定員120名、現員85名、５学級） 上更別幼稚園（定員80名、現員17名、３学級）
保育時間	通常保育　８時45分～13時45分 ※水曜日のみ　８時45分～11時30分 預かり保育　終了後～16時	通常保育　９時～13時 延長保育　13時～17時 特別保育(朝)８時～９時　(夕)17時～18時
休業日	①国民の祝日に関する法律に定める休日　②日曜日及び土曜日　③学年始休業日（4/1～4/7）　④夏季休業日（7/10～8/31までの間において引続き25日以内）　⑤冬季休業日（12/10～1/31までの間において引続き25日以内）　⑥学年末休業日（3/25～3/31）　⑦教育長が定める日	①国民の祝日に関する法律に定める休日　②土曜日、日曜日　③夏季休業（7/10～8/31までの間において引続き25日以内）　④冬季休業（12/10～1/31までの間において引続き25日以内）　⑤春季休業（3/25～4/5）

◎私立幼稚園就園奨励費補助事業⇒国の規定に基づき、私立幼稚園の設置者が入園料及び保育料の減免をする場合に補助金を交付する事業として、幕別町と更別村で同じ内容で実施しています。〈幕別町及び更別村の例により、合併時に統合します。〉

◎私立幼稚園入園料及び保育料補助事業⇒幕別町で実施しています。町内の私立幼稚園に在籍する３才児、４才児及び５才児のいる世帯に対し、最初の入園時のみ入園料7,000円を、又、左記の私立幼稚園就園奨励費補助事業対象者以外に保育料月額4,000円を補助する制度です。〈新町の事業として合併時に再編します。〉

◎学校給食⇒３町村ともに実施しています。給食費、会計方式及び給食形態に違いがあります。〈現行のとおり新町に引き継ぎます。ただし、給食費、会計方式及び給食形態については、新町において調整します。〉

	幕　別　町	更　別　村	忠　類　村
施設数	共同調理場　１施設	共同調理場　１施設	共同調理場　１施設
建設年度	平成9年度	昭和54年度(平成7年度一部改修)	平成5年度
建物面積	949㎡	422㎡	289㎡
給食能力	3,000食/日	500食/日	500食/日
調理方式	直営センター方式(ドライシステム採用済み)		
給食費	小学校194円/食　中学校235円/食	小学校200円/食　中学校240円/食	小学校200円/食　中学校238円/食
会計方式	公会計	私会計	私会計
給食形態	①完全給食　②メニュー～パン給食２回（水、金）、麺給食１回(火)、米飯給食２回（月、木）　※最終週は、パン給食１回（水）、米飯給食３回（月、木、金）	①完全給食　②メニュー～パン給食１回（金）、麺給食１回(火)、米飯給食３回（月、水、木）	①完全給食　②メニュー～パン給食１回（火）、麺給食１回(木)、米飯給食３回（月、水、金）

協議項目 22－20	社会教育関係事業の取扱い

1　生涯学習推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
2　成人式については、新町において調整する。
3　高齢者学級については、新町において調整する。
4　町村指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
5　図書館(室)については、幕別町図書館を新町の本館とし、札内分館並びに更別村及び忠類村の各図書室をそれぞれ分館とする。
6　移動図書館については、合併時に再編する。
7　学校開放事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容及び許可対象については、新町において調整する。
8　町村民体育祭については、事業のあり方について、合併時までに調整する。
9　国際交流員については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、職務及び定員については、新町において調整する。
10　スポーツ表彰及び文化表彰については、幕別町の例により、合併時に統合する。

解説

◎生涯学習推進計画⇒3町村ともに策定されています。〈新町において策定します。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用します。〉

	幕別町	更別村	忠類村
名称	第3次幕別町生涯学習中期計画	第5次更別村社会教育中期計画	第5期忠類村社会教育中期計画
策定年度	平成15年度	平成12年度	平成14年度
計画期間	平成16～22年度	平成13～17年度	平成15～19年度
基本目標	「郷土を愛し、自ら学び、心豊かに生きる人の育成」	「生涯学習の観点に立った住民の自主的な社会教育活動の推進」	「住民自らが生きがいを持って学習できる生涯学習の振興」

◎成人式⇒3町村ともに実施しています。開催日や記念品に違いがあります。〈新町において調整します。〉

	幕別町	更別村	忠類村
開催日	成人の日の前日		1月2日
開催場所	幕別町民会館	更別村社会福祉センター	忠類村コミュニティセンター
記念品等	記念品	個人写真・集合写真	記念品・集合写真

◎高齢者学級⇒3町村ともに設置されています。学習内容などに違いがあります。〈新町において調整します。〉

	幕別町	更別村	忠類村
名称	しらかば大学	末広学級	ナウマン大学
目的及び対象者	急激な社会の変化に対応できる高齢者(60歳以上)としてふさわしい社会能力を涵養し、心身の健康保持や余暇時間の活用を図るなど、自ら生きがいを見出すため開設する。	高齢者の生きがい対策として60歳以上を対象に開設する。	高齢者が生きがいをもって地域社会活動に参加できるような心身ともに健康な高齢者を育成するために60歳以上を対象に開設する。
生徒数	272名(うち大学院生153名)	268名	106名

◎町村指定文化財⇒幕別町において民俗文化財として、幕別町蝦夷文化考古館資料と、糠内獅子舞を指定しています。〈現行のとおり新町に引き継ぎます。〉

◎図書館(室)⇒幕別町に図書館が、更別村と忠類村に図書室が設置されています。開館(室)の時間や休館(室)日、貸出及び返却に違いがあります。〈幕別町図書館を新町の本館とし、札内分館並びに更別村及び忠類村の各図書室をそれぞれ分館とします。開館時間は、10時～18時(毎週木曜日10時～20時)とし、休館日、貸出及び返却は、幕別町の例により、合併時に統合します。〉

	幕　別　町	更　別　村	忠　類　村
名　　　称	幕別町図書館 幕別町図書館札内分館	更別村農村環境改善センター図書室	忠類村ふれあいセンター福寿図書室
開館（室）時　　間	10時から18時（札内分館は毎週木曜日は20時まで）	10時〜18時	10時〜21時
休館（室）日	・毎週火曜日（国民の祝日に関する法律に規定された休日の場合は翌日）・毎月末日　・年末年始（12月30日〜１月５日）・特別図書整理日（年１回１週間以内）	・毎週月曜日　・年末年始（12月31日〜１月５日） ・土曜日及び日曜日を除いた国民の祝日に関する法律に規定された休日	・毎週月曜日（国民の祝日に関する法律に規定された休日の場合は翌日） ・年末年始（12月31日〜１月５日）
貸出及び返　　却	・個人〜一人５冊以内、14日以内（移動図書館車での貸出は、次の巡回日まで） ・団体〜１団体100冊以内、２カ月以内 ・蔵書冊数〜174,552冊（平成15年度末現在） ・貸出冊数〜156,332冊（平成15年度）	・個人〜一人３冊以内、14日以内 ・団体〜規定なし ・蔵書冊数〜29,664冊（平成15年度末現在） ・貸出冊数〜　11,467冊（平成15年度）	・個人〜一人５冊以内、10日以内 ・団体〜規定なし ・蔵書冊数〜16,224冊（平成15年度末現在） ・貸出冊数〜5,949冊（平成15年度）

◎移動図書館⇒幕別町で、移動図書館車により８コース37ステーションを、各コース月２回巡回で運行しています。〈新町の事業として、合併時に再編します。〉

◎学校開放事業⇒３町村ともに実施しています。開放施設や事業内容、許可対象に違いがあります。〈現行のとおり新町に引き継ぎます。ただし、事業内容及び許可対象については、新町において調整します。〉

	幕　別　町	更　別　村	忠　類　村
開放施設	①体育館・グラウンド〜幕別小学校、札内南小学校、幕別中学校、糠内中学校、札内中学校、札内東中学校 ②体育館・グラウンド・スケートリンク〜糠内小学校、古舞小学校、駒畠小学校、明倫小学校、途別小学校、白人小学校、札内北小学校	①体育館・グラウンド〜更別中央中学校 ②体育館・グラウンド・スケートリンク〜更別小学校、上更別小学校	①体育館・グラウンド〜忠類小学校、忠類中学校
事業内容	①スポーツ事業〜地域住民等が行うスポーツ及びレクリエーション活動のため開放する事業 ア．体育館　祝祭日を除く月〜金曜日　19時〜21時 イ．屋外施設　祝祭日を除く月〜金曜日　５時〜７時（札内中学校は19時〜21時も開放） ②文化事業〜地域住民等が行う文化的活動のため開放する事業 ア．校舎・体育館　祝祭日を除く月〜金曜日　19時〜21時	①スポーツ事業〜団体が行うスポーツ及びレクリエーションのため開放する事業 ア．平日　17時〜21時 イ．土曜日　14時〜21時 ウ．日曜・祝祭日　９時〜21時 ②遊び場事業〜幼児・児童及び生徒の遊び場提供のため開放する事業 ア．毎月第２・４土曜日　９時〜12時	①スポーツ事業〜団体が行うスポーツ及びレクリエーションのため開放する事業 ア．平日　17時〜22時 イ．土曜日　14時〜22時 ウ．日曜・祝祭日　９時〜22時
許可対象	幕別町に在住、在勤又は在学する者10名以上が構成する地域住民等で、かつ、監督者としての成人が含まれていること。	①スポーツ事業〜村内に在住、在勤若しくは在学する者が５人以上の団体を構成し、かつ、監督者として成人が含まれること。 ②遊び場事業〜幼児又は児童に保護者が付添っていること。	忠類村民で５人以上の団体（グループ）を構成し、かつ、当該団体に監督者としての成人が含まれること。

◎町村民体育祭⇒忠類村で、村の主催により開村記念村民大運動会が開催されています。〈事業のあり方について、合併時までに調整します。〉

◎国際交流員⇒３町村ともに各1名が設置されています。職務等に違いがあります。〈現行のとおり新町に引き継ぎます。ただし、職務及び定員については、新町において調整します。〉

◎スポーツ表彰・文化表彰⇒３町村ともに、実施しています。賞の種類等に違いがあります。〈幕別町の例により合併時に統合します。〉

	幕　別　町	更　別　村	忠　類　村	
スポーツ表彰	スポーツ賞	スポーツ賞	スポーツ賞	功績部門・最優秀選手部門・優秀選手部門
	スポーツ奨励賞	スポーツ奨励賞	スポーツ奨励賞	功績部門・優秀選手部門
			スポーツ努力賞	功績部門・優秀選手部門
	ジュニアスポーツ奨励賞	教育委員会教育奨励賞（学校教育分野）	ジュニアスポーツ賞（最優秀選手部門・優秀選手部門）・ジュニアスポーツ奨励賞・ジュニアスポーツ努力賞	
	感謝状			
文化表彰	文化賞	文化賞	文化賞	
	文化奨励賞	文化奨励賞	文化奨励賞	
			文化努力賞	
	少年文化奨励賞	教育委員会教育奨励賞（学校教育分野）	ジュニア文化賞・ジュニア文化奨励賞・ジュニア文化努力賞	
	感謝状			

小　委　員　会　報　告

小委員会の会議等の状況についてお知らせします。

第２回新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会

◇６月28日に更別村で開催された小委員会では、次の項目について審議した旨、委員長報告がありました。
- 新町名称候補選考に関するスケジュールの変更について、公募期間を９月１日から1カ月間にする等に変更することを確認
- 議会議員の定数任期に関する３町村の検討状況について確認
- 選挙区定数の選択パターンについて内容を確認

第７回新町建設計画小委員会

◇６月29日に幕別町で開催された小委員会では、次の項目について審議した旨、委員長報告がありました。
- 新町建設計画の策定手順及び内容について、他地域の事例を参考に確認
- 新町建設計画における主要施策について、小委員会及び各町村住民検討会議の意見提言の集約を確認
- 将来人口推計について、現状の人口動向を反映させるため、３町村それぞれの推計方法により得られた数値の合算によることとする考え方と推計結果を了承。

新町の名称を募集します!!

★ あなたが『新町の名付け親』に!! ★

９月１日（水）から　９月30日（木）まで

※　詳しくは、この協議会だよりに折り込みの募集ちらしをご覧ください。　※

◇合併協議に関する住民説明会スケジュール◇

多くの皆さんのご来場をお待ちしております。

月　　日	場　　　　　　所
8月20日(金)	
19:00～21:00	更別村社会福祉センター
8月21日(土)	
14:00～16:00	更別村社会福祉センター
8月22日(日)	
14:00～16:00	幕別町幕別パークプラザ
19:00～21:00	更別村上更別福祉館
8月23日(月)	
14:00～16:00	幕別町糠内コミュニティセンター
19:00～21:00	更別村社会福祉センター
8月24日(火)	
19:00～21:00	忠類村ふれあいセンター福寿
8月25日(水)	
19:00～21:00	忠類村ふれあいセンター福寿
8月26日(木)	
19:00～21:00	幕別町札内南コミュニティセンター
8月27日(金)	
19:00～21:00	幕別町札内福祉センター
8月28日(土)	
14:00～16:00	幕別町札内北コミュニティセンター
19:00～21:00	幕別北ふれあい交流館
8月29日(日)	
19:00～21:00	幕別町古舞近隣センター

協議会・小委員会の開催予定

◎第8回十勝中央合併協議会

平成16年8月10日(火)
午後2時開会予定　幕別町札内福祉センター

◎第9回十勝中央合併協議会

平成16年8月27日(金)
午後2時開会予定　更別村社会福祉センター

※協議会・小委員会・幹事会はどなたでも傍聴できます。
※日程等は変更することがありますので、ご面倒でも事務局にご確認ください。
　電話　0155-55-3222
ホームページ
http://north.hokkai.net/tokachichuo-gappei/

合併協定項目一覧

（平成16年7月23日現在）

◎　調整方針が決定した項目
○　協議中の項目
△　小委員会で検討中の項目

◎	1	合併の方式
◎	2	合併の期日
△	3	新町の名称
◎	4	新町の事務所の位置
◎	5	財産及び債務の取扱い
△	6	住民自治充実のための取扱い
△	7	地域審議会の取扱い
△	8	議会議員の定数及び任期の取扱い
○	9	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
◎	10	地方税の取扱い
◎	11	一般職の職員の身分の取扱い
◎	12	特別職の身分の取扱い
	13	一部事務組合等の取扱い
◎	14	条例・規則等の取扱い
△	15	事務組織及び機構の取扱い
	16	使用料・手数料等の取扱い
◎	17	公共的団体等の取扱い
◎	18	補助金・交付金等の取扱い
	19	町・字名の区域及び名称等の取扱い
◎	20	慣行の取扱い
	21	消防組織の取扱い
	22	各種事務事業の取扱い
	-1	行政区・町内会の取扱い
◎	-2	防災関係事業の取扱い
◎	-3	広報・広聴事業の取扱い
◎	-4	電算システムの取扱い
◎	-5	交通関係事業の取扱い
◎	-6	国民健康保険事業の取扱い
○	-7	保健・医療事業の取扱い
	-8	介護保険事業の取扱い
	-9	環境衛生事業の取扱い
◎	-10	児童福祉事業の取扱い
◎	-11	高齢者福祉事業の取扱い
◎	-12	障害者福祉事業の取扱い
	-13	その他福祉事業の取扱い
○	-14	農林水産関係事業の取扱い
○	-15	商工労働観光事業の取扱い
	-16	建設関係事業の取扱い
	-17	水道関係事業の取扱い
	-18	下水道関係事業の取扱い
○	-19	学校教育関係事業の取扱い
○	-20	社会教育関係事業の取扱い
◎	-21	国際交流・広域交流事業の取扱い
	-22	地域振興事業の取扱い
	-23	その他事業の取扱い
△	23	新町建設計画